

総務大臣

林 芳正 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(令和7年11月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	福	田	俊	史
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	福	谷	直	美
鳥	取	県	町	村	白	石	祐	治
鳥	取	県	町	村	山	本	芳	昭

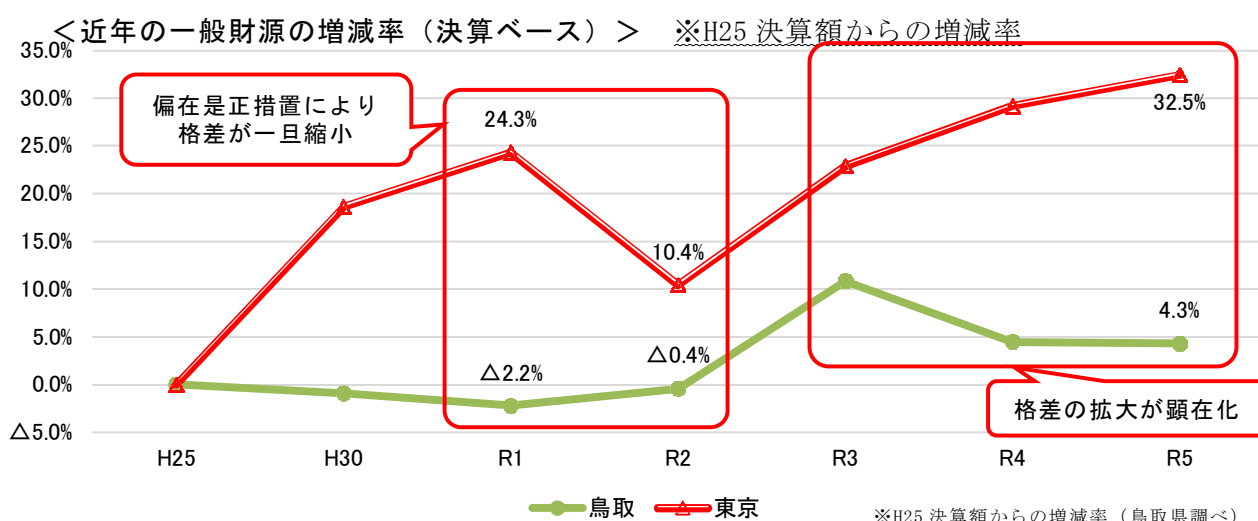
地方税財源の充実・強化について

《提案・要望の内容》

- 地方においては、引き続き必要な財政需要が見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。特に、物価上昇を上回る持続的な賃上げ実現に向けた施策の充実・強化を図るため、地方の実情に応じた一般財源を確保すること。また、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築など実効性ある格差是正を行い、地方部の団体への財源配分を強化するとともに、個々の地方団体レベルでも一般財源総額を確保・充実するため、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。あわせて、今後も増加する社会保障関係費等の財源を確実に確保するため、基準税率の引上げなどを行うとともに、引き続き臨時財政対策債に依存することのないよう、地方交付税の財源保障機能を強化すること。
- 「年収の壁」の見直しや「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じないように、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、丁寧に議論を進めること。また、物価高騰対策としての消費税減税の検討については、消費税の大部分が社会保障費に充当されていること及び消費税収の約4割弱は地方分であり地方の基幹税となっていることを十分に踏まえ、丁寧に議論を進めること。
- デジタルを活用した地域活性化の取組を一層推進するとともに、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」などの地方創生やデジタル実装を通じた課題解決に必要な経費を拡充・継続し、地方財政計画において必要な措置を行うこと。
- 令和7年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業債」、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「脱炭素化推進事業債」については、令和8年度以降の延長を図ること。

【参考1】一般財源（地方交付税含む）の状況

- 近年、東京都の増加率（H25 決算額比）が顕著に高まっている一方、その他の自治体では増加率が収縮しており、東京都との格差は拡大している状況。



【参考2】「年収の壁」の見直しや「ガソリンの暫定税率」の廃止による本県影響試算

- 県分** ▲約94億円（うち、年収の壁の見直し影響：▲67億円）
 （個人県民税▲49億円、地方交付税▲18億円、軽油引取税・地方揮発油譲与税▲27億円）
- 市町村分** ▲約87億円（うち、年収の壁の見直し影響：▲86億円）
 （個人市町村民税▲74億円、地方交付税▲12億円、地方揮発油譲与税▲1億円）
- ※県・市町村合計 ▲約181億円（うち、年収の壁の見直し影響：▲153億円）

インターネット上の差別行為等に関する対策について

《提案・要望の内容》

○インターネットを利用した差別表現の流布等、部落差別をはじめとする様々な差別や人権侵害事案を解決するため、実効性のある措置を講じ、早期に被害が解消されるよう支援を図ること。

＜インターネット上の差別への対策＞

- ・大規模プラットフォーム事業者が同じ内容の投稿を一括して削除できるよう、必要な措置を講じること。
- ・被侵害者自身が、追い詰められ精神状態が不安定、若しくは高齢などの理由により、情報流通プラットフォーム対処法に基づく削除要請が困難である場合について、第三者が代わって削除要請できるよう措置を講じること。
- ・差別解消に関する法律（部落差別、障がい者差別、ヘイトスピーチ）の趣旨を鑑み、特定個人を対象としない場合でも情報流通プラットフォーム対処法の削除要請の対象とすること。
- ・早期に被害者が救済されるよう、実効性のある措置を講じること。

○選挙におけるインターネットの不適切な利用や、不正と疑われるような選挙運動など、健全な民主主義の発展が危ぶまれる憂慮すべき事態が頻発していることから、実効性のある対策を講じること。

○インターネット上の情報の出所を担保する新技術（オリジネーター・プロファイル：OP）について、行政機関のサイトへの導入拡大に向けた財政支援を行うとともに、行政機関向け第三者認証機関の設置に主導的役割を果たすこと。

＜参考＞

1 鳥取県の現状

○インターネット上の誹謗中傷等の発生・被害拡大を防ぎ、県民を守るため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に、インターネット上の差別行為を行った投稿者に対して削除命令や過料を科すなどの実効性を担保する措置を加える条例改正を検討している。

2 鳥取県における条例改正検討の経緯

- 本県においては、平成8年に「人権尊重の社会づくり条例」を全国に先駆けて制定し、あらゆる差別の解消や真に尊重される社会づくりを推進している。
- 平成21年には、条例に「人権に関する相談」に関する規定を新たに設け、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を構築し、相談支援を充実することで、人権侵害に直面する県民の救済を図る仕組みを創った。
- 令和3年には、新型コロナウイルス感染症に対する差別や性的指向など、人権問題の多様化、複雑化に対応するため、様々な人権問題を例示（人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であること等）し差別を禁止する包括的な条項にするとともに、インターネットやSNS上での差別行為等が大きな社会問題となったことから、インターネット上の行為を含むことを、改めて明示する条例改正を行った。
- 本県では、条例制定以来一貫して個々の県民に寄り添った相談支援を行っており、これまでも、ネット上の人権侵害について今日のように広く社会問題となる以前から、相談案件には、人権尊重の社会づくり相談ネットワークの専門家（弁護士）の助言も得ながら、法務局人権擁護制度の活用紹介や専門機関への相談、プロバイダ事業者への削除要請など、ネット上の人権侵害の被害相談者を支援してきた。
- 近年のインターネット上の人権侵害の状況に鑑み、本県条例に実効性を持たせるべく、検討を始めるに至った。

3 鳥取県の課題

- インターネット上に「鳥取県内の同和地区施設（被差別部落）」と題する県内の同和地区に関する施設の所在地を地図上に表示した書き込みの削除をプラットフォーム事業者に要請しているが、未だに削除されておらず、実効性のある対策が求められる。

4 公明かつ適正な選挙の確保のための取組

- (1) 鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の制定（令和6年度）
 - ・衆議院東京都第15区補選での選挙運動の自由妨害事案、東京都知事選挙での公営ポスター掲示場の掲示スペースを他者へ流用させ、経済的利益を得る行為など民主主義の基礎である選挙の公明・適性を著しく損なう事態が発生しつつあることを受け、制定。
 - ・現行法の解釈・運用の徹底等を図る（※条例で新たな規制等を設けるものではない）ことで、上記のような事態に対し、関係機関が速やか、かつ適切に権限行使できるようにした。
- (2) 自らの当選を目的として候補者となる旨の宣誓書の提出（令和6年度～）
 - ・選挙運動と関係ないポスターが多数掲示された事案やいわゆる2馬力選挙の事案など、公選法の趣旨を損なうような事態が相次いでいることを受け、鳥取県選挙管理委員会が管理執行する選挙において、立候補時に自らの当選を目的として候補者となることなどを宣誓させる宣誓書を提出させることとしたもの。
- (3) 有志知事による民主主義と地方自治を守るための緊急アピール（令和6年度）
 - ・選挙運動の妨害や2馬力選挙といった事案、不適切なインターネット利用、投票率低下といった、民主主義と地方自治を脅かしかねない諸問題を受け、本年2月17日に有志知事による緊急アピールを実施。
- (4) 全国知事会による公明かつ適正な選挙の確保に向けた提言（令和7年度）
 - ・選挙運動用ポスターに品位保持規定などを設ける改正法案が成立したものの、附則において多くの課題が今後検討されることとされたため、全国知事会として国会に対し早期に抜本的な対策を求める提言を実施。
- (5) 全国知事会『地方自治・民主主義の確立に向けた研究会』設置（令和7年度）
 - ・全国的な投票率の低下、選挙におけるインターネットの不適切な利用、不正と疑われるような選挙運動など、健全な民主主義の発展が危ぶまれる憂慮すべき事態が頻発していることから、全国知事会として選挙制度のあり方、投票率の向上方策等を検討するための研究会を設置。
 - ・11月18日（火）に第1回を開催し、知事会代表者及び有識者から意見を述べていただいた。現時点での想定では年度内にあと2回開催し、意見集約のうえ、国会等へ提言等を行う予定。

5 偽サイトなどのリスクから県民を守るための鳥取県の取組

- OP技術実装に向けた実証
 - ・昨年度は、本県公式ホームページのダミー環境を構築し、OP技術研究組合と連携した行政として初となるOP技術の実証に取り組み、無事成功させた。
 - ・今年度は、本番環境へのOP技術適用を開始することとしている。（行政初）まずは防災情報のページに適用させ、今後全ページへの展開を目指す。
 - ・また、併せて、自治体が出稿するデジタル広告にOPを付与し、閲覧者が信頼できる広告かどうか確認する技術実証に、行政・民間を通じて初めて取り組む。（全国初）
※これらの取組は、OP組合が採択された総務省による「インターネット上の偽・誤情報等への対策技術の開発・実証事業」として実施するもの。
- OP技術の運用開始に向けた制度的課題
 - ・情報の発信者が誰であるかという真正性を担保するために必要となる行政機関向け「第三者認証機関」が、現在設置されていない。